

札子支第 15017 号
平成 30 年(2018 年) 4 月 10 日

各施設(園)長 様

札幌市子ども未来局子育て支援部
指導担当課長

幼保連携型認定こども園園児指導要録及び認定こども園こども要録
について (通知)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろより保育事業の推進につきまして格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

このたび、標記につきまして、平成 30 年 3 月 30 日付け府子本教第 315 号、29 初幼教第 17 号、子保発 0330 第 3 号を持って通知がありました。幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に伴い、幼保連携型認定こども園園児指導要録に記載する事項や参考例は別紙のとおり示されております。

また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における園児指導要録に相当する資料(認定こども園こども要録)の作成等に関しての留意事項についても示されました。

幼保連携型認定こども園における評価の基本的な考え方や改善の要旨等につきまして十分ご理解いただき、作成していただきますようお願い申し上げます。

別添の通知については、札幌市のホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。

記

1 別添通知

幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について (通知)

【参考】札幌市ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/jigyosha/tuuti.html>

ホーム>市政情報>市の概要>組織案内>子ども未来局>事業者の方へ>お知らせ

【担当】札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課指導担当

京藤 利佳

電話 211-2985 FAX 231-6221

府子本第315号
29初幼教第17号
子保発0330第3号
平成30年3月30日

各都道府県認定こども園担当部局
各都道府県私立学校主管部(局)
各都道府県教育委員会
各指定都市、中核市子ども・子育て支援新制度担当部局
各指定都市、中核市教育委員会
附属幼稚園、小学校及び特別支援学校を置く
各国公立大学法人
の長殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公 印 省 略)

幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等 に関する留意事項等について(通知)

幼保連携型認定こども園園児指導要録(以下「園児指導要録」という。)は、園児の学籍並びに指導の過程及びその結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものです。

今般の幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)の改訂に伴い、各幼保連携型認定こども園において園児の理解に基づいた評価が適切に行われるとともに、地域に根ざした主体的かつ積極的な教育及び保育の展開の観点から、各設置者等において園児指導要録の様式が創意工夫の下決定され、また、各幼保連携型認定こども園により園児指導要録が作成されるよう、園児指導要録に記載する事項や様式の参考例についてとりまとめましたのでお知らせします。

また、幼保連携型以外の認定こども園における、園児指導要録に相当する資料(以下「認定こども園こども要録」という。)の作成等に関する留意事項も示しましたのでお知らせします。

つきましては、下記に示す幼保連携型認定こども園における評価の基本的な考え方及び

園児指導要録の改善の要旨等並びに別紙及び別添資料（様式の参考例）に関して十分御了知の上、管内・域内の関係部局並びに幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の関係者に対して、この通知の趣旨を十分周知されるようお願いいたします。

また、幼保連携型認定こども園等と小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）との緊密な連携を図る観点から、小学校等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、この通知により、「認定こども園こども要録について（通知）」（平成 21 年 1 月 29 日付け 20 初幼教第 9 号・雇児保発第 0129001 号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）及び「幼保連携型認定こども園園児指導要録について（通知）」（平成 27 年 1 月 27 日付け府政共生第 73 号・26 初幼教第 29 号・雇児保発 0127 第 1 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）は廃止します。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 幼保連携型認定こども園における評価の基本的な考え方

園児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮すること。

- （１） 指導の過程を振り返りながら園児の理解を進め、園児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
- （２） 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

2 園児指導要録の改善の要旨

幼保連携型認定こども園における養護は教育及び保育を行う上での基盤となるものであるということを踏まえ、満 3 歳以上の園児に関する記録として、従前の「養護」に関わる事項は、「指導上参考となる事項」に、また、「園児の健康状態等」については、「特に配慮すべき事項」に記入するように見直したこと。さらに、従前の「園児の育ちに関わる事項」については、満 3 歳未満の園児に関する記録として、各年度ごとに、「養護（園児の健康の状態等も含む）」に関する事項も含め、「園児の育ちに関する事項」に記入するように見直したこと。

最終学年の記入に当たっては、これまでの記入の考え方を引き継ぐとともに、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

を活用して園児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入することに留意するよう追記したこと。

以上のことなどを踏まえ、様式の参考例を見直したこと。

3 実施時期

この通知を踏まえた園児指導要録の作成は、平成 30 年度から実施すること。なお、平成 30 年度に新たに入園（転入園含む。）、進級する園児のために園児指導要録の様式を用意している場合には様式についてはこの限りではないこと。

この通知を踏まえた園児指導要録を作成する場合、既に在園している園児の園児指導要録については、従前の園児指導要録に記載された事項を転記する必要はなく、この通知を踏まえて作成された園児指導要録と併せて保存すること。

4 取扱い上の注意

- (1) 園児指導要録の作成、送付及び保存については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第 30 条並びに認定こども園法施行規則第 26 条の規定により準用する学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 28 条第 1 項及び第 2 項前段の規定によること。なお、認定こども園法施行規則第 30 条第 2 項により小学校等の進学先に園児指導要録の抄本又は写しを送付しなければならないことに留意すること。
- (2) 園児指導要録の記載事項に基づいて外部への証明等を作成する場合には、その目的に応じて必要な事項だけを記載するよう注意すること。
- (3) 配偶者からの暴力の被害者と同居する園児については、転園した園児の園児指導要録の記述を通じて転園先の園名や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わるのが懸念される場合がある。このような特別の事情がある場合には、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」（平成 21 年 7 月 13 日付け 21 生参学第 7 号文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長・文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長連名通知）を参考に、関係機関等との連携を図りながら、適切に情報を取り扱うこと。
- (4) 評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、保育教諭等の負担感の軽減を図るため、情報の適切な管理を図りつつ、情報通信技術の活用により園児指導要録等に係る事務の改善を検討することも重要であること。なお、法令に基づく文書である園児指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、現行の制度上も可能であること。
- (5) 別添資料（様式の参考例）の用紙や文字の大きさ等については、各設置者等の判断で適宜工夫できること。
- (6) 個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の①及び②のとおりである。
 - ① 公立の幼保連携型認定こども園については、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に準じた取扱いとすること。

- ⑥ 私立の幼保連携型認定こども園については、当該施設が個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者該当し、原則として個人情報を第三者に提供するには本人の同意が必要となるが、認定こども園法施行規則第30条第2項及び第3項の規定に基づいて提供する場合においては、同法第23条第1項第1号に掲げる法令に基づく場合に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。

5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における認定こども園こども要録の作成等の留意事項

- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）においては、本通知「1 幼保連携型認定こども園における評価の基本的な考え方」及び「2 園児指導要録の改善の要旨」を踏まえ、別紙及び別添資料を参考に、適宜「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を「認定こども園こども要録」に読み替える等して、各設置者等の創意工夫の下、認定こども園こども要録を作成すること。
なお、幼稚園型認定こども園以外の認定こども園において認定こども園こども要録を作成する場合には、保育所では各市区町村が保育所児童保育要録（「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」（平成30年3月30日付け子保発0330第2号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）に基づく保育所児童保育要録をいう。以下同じ。）の様式を作成することとされていることを踏まえ、各市区町村と相談しつつ、その様式を各設置者等において定めることが可能であること。
- (2) 5（1）に関わらず、幼稚園型認定こども園においては「幼稚園及び特別支援学校幼稚園における幼児指導要録の改善等について（通知）」（平成30年3月30日付け29文科初第1814号文部科学省初等中等教育局長通知）に基づく幼稚園幼児指導要録を作成することが、また、保育所型認定こども園においては保育所児童保育要録を作成することが可能であること。その際、送付及び保存等についても、それぞれの通知に準じて取り扱うこと。
また、認定こども園こども要録を作成した場合には、同一の子どもについて、幼稚園幼児指導要録又は保育所児童保育要録を作成する必要はないこと。
- (3) 認定こども園こども要録は、学級を編制している満3歳以上の子どもについて作成すること。なお、これは、満3歳未満に関する記録を残すことを妨げるものではないこと。
- (4) 子どもの進学・就学に際して、作成した認定こども園こども要録の抄本又は写しを進学・就学先の小学校等の校長に送付すること。
- (5) 認定こども園においては、作成した認定こども園こども要録の原本等について、その子どもが小学校等を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。ただし、学籍等に関する記録については、20年間保存することが望ましいこと。
- (6) 「3 実施時期」並びに「4 取扱い上の注意」の（2）、（3）及び（4）について、認定こども園においても同様の取扱いであること。
- (7) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の⑥及

び㊦のとおりである。

- ㊥ 公立の認定こども園については、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に準じた取扱いとすること。
- ㊦ 私立の認定こども園については、当該施設が個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者該当し、原則として個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要となるが、学校教育法施行規則第24条第2項及び第3項又は保育所保育指針第2章の4（2）ウの規定に基づいて提供する場合においては、同法第23条第1項第1号に掲げる法令に基づく場合に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。

〔参考〕内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

（内閣府ホーム > 子ども・子育て支援 > 認定こども園）

本件担当：

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-5253-2111（代表）内線 38446

FAX：03-3581-2808

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111（代表）内線 2376

FAX：03-6734-3736

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 4846

FAX：03-3595-2674

幼保連携型認定こども園園児指導要録に記載する事項

○ 学籍等に関する記録

学籍等に関する記録は、外部に対する証明等の原簿としての性格をもつものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに記入すること。

1 園児の氏名、性別、生年月日及び現住所

2 保護者（親権者）氏名及び現住所

3 学籍等の記録

(1) 入園年月日

(2) 転入園年月日

他の幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所等から転入園してきた園児について記入すること。

(3) 転・退園年月日

他の幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所等へ転園する園児や退園する園児について記入すること。

(4) 修了年月日

4 入園前の状況

当該幼保連携型認定こども園に入園する前の集団生活の経験の有無等を記入すること。

5 進学・就学先等

当該幼保連携型認定こども園で修了した場合には進学・就学した小学校等について、また、当該幼保連携型認定こども園から他園等に転園した場合には転園した園等の名称及び所在地等を記入すること。

6 園名及び所在地

7 各年度の入園（転入園）・進級時等の園児の年齢、園長の氏名、担当・学級担任の氏名

各年度に、園長の氏名及び満3歳未満の園児については担当者の氏名、満3歳以上の園児については学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印すること。（同一年度内に園長、担当者又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記、押印する。）

※ 満3歳以上の園児については、学級名、整理番号も記入すること。

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。）を行うことで替えることも可能である。

○ 指導等に関する記録

指導等に関する記録は、1年間の指導の過程とその結果等を要約し、次の年度の適切な指導に資するための資料としての性格をもつものとする。

【満3歳以上の園児に関する記録】

1 指導の重点等

当該年度における指導の過程について次の視点から記入すること。

① 学年の重点

年度当初に教育課程に基づき、長期の見通しとして設定したものを記入すること。

② 個人の重点

1年間を振り返って、当該園児の指導について特に重視してきた点を記入すること。

2 指導上参考となる事項

(1) 次の事項について記入すること。

① 1年間の指導の過程と園児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。

- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された養護に関する事項を踏まえ、第2章第3の「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該園児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
- ・ 園生活を通して全体的、総合的に捉えた園児の発達の姿。

- ② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
 - ③ 最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章総則に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して園児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意すること。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に園児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的かつ総合的に捉えて記入すること。
- (2) 「特に配慮すべき事項」には、園児の健康の状況等、指導上特記すべき事項がある場合に記入すること。

3 出欠状況

① 教育日数

1年間に教育した総日数を記入すること。この教育日数は、原則として、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき編成した教育課程の実施日数と同日数であり、同一学年の全ての園児について同日数であること。ただし、年度の途中で入園した園児については、入園した日以降の教育日数を記入し、退園した園児については、退園した日までの教育日数を記入すること。

② 出席日数

教育日数のうち当該園児が出席した日数を記入すること。

【満3歳未満の園児に関する記録】

4 園児の育ちに関する事項

満3歳未満の園児の、次の年度の指導に特に必要と考えられる育ちに関する事項、配慮事項、健康の状況等の留意事項等について記入すること。

別添資料

(様式の参考例)

幼保連携型認定こども園園児指導要録(学籍等に関する記録)

区分 \ 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
学 級				
整理番号				

園 児	ふりがな 氏 名					性 別	
	平成 年 月 日生						
	現住所						
保護者	ふりがな 氏 名						
	現住所						
入 園	平成 年 月 日	入園前の 状 況					
転 入 園	平成 年 月 日						
転・退園	平成 年 月 日	進学・ 就学先等					
修 了	平成 年 月 日						
園 名 及び所在地							
年度及び入園(転入園) ・進級時等の園児の年齢		平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月		
園 長 氏 名 印							
担 当 者 氏 名 印							
年度及び入園(転入園) ・進級時等の園児の年齢		平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月		
園 長 氏 名 印							
学級担任者 氏 名 印							

幼保連携型認定こども園園児指導要録(指導等に関する記録)

ふりがな		性別	指導の重点等	平成 年度	平成 年度	平成 年度
氏名				(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)
	平成 年 月 日生			(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)
ねらい (発達を捉える視点)			指導上参考となる事項			
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。					
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。					
人間関係	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。					
	幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。					
環境	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。					
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。					
言葉	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。					
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。					
表現	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。					
	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。					
出欠状況	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。					
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育教諭等や友達と心を通わせる。					
教育日数	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。					
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。					
出席日数	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。					
	(特に配慮すべき事項)		(特に配慮すべき事項)	(特に配慮すべき事項)		

【満3歳未満の園児に関する記録】

開園するの 事項に	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入
個人の重点：1年間を振り返って、当該園児の指導について特に重視してきた点を記入
指導上参考となる事項：

- (1) 次の事項について記入
- 1年間の指導の過程と園児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
 - ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された養護に関する事項を踏まえ、第2章第3の「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該園児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。
 - ・ その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
 - ・ 園生活を通して全体的、総合的に捉えた園児の発達の姿。
 - 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
- (2) 「特に配慮すべき事項」には、園児の健康の状況等、指導上特記すべき事項がある場合に記入
- 園児の育ちに関する事項： 当該園児の、次の年度の指導に特に必要と考えられる育ちに関する事項や配慮事項、健康の状況等の留意事項等について記入

幼保連携型認定こども園園児指導要録(最終学年の指導に関する記録)

ふりがな		指導の重点等	平成 年度	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力が育まれている園児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、とりわけ園児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性にに応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての園児に同じように見られるものではないことに留意すること。	
氏名	平成 年 月 日生		(学年の重点)		
性別			(個人の重点)		
ねらい (発達を捉える視点)					
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。	指導上参考となる事項	(特に配慮すべき事項)	健康な心と体	幼保連携型認定こども園における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
人間関係	幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。			自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。			協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育教諭等や友達と心を通わせる。			道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくらたり、守ったりするようになる。
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。			社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼保連携型認定こども園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
現代	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。			思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
出欠状況	年度 教育日数 出席日数			自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
		数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。		
		言葉による伝え合い	保育教諭等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。		
		豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。		

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入

個人の重点：1年間を振り返って、当該園児の指導について特に重視してきた点を記入

指導上参考となる事項：

(1) 次の事項について記入

○ 1年間の指導の過程と園児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。

- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された養護に関する事項を踏まえ、第2章第3の「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該園児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。
- ・ その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。

・ 園生活を通して全体的、総合的に捉えた園児の発達の姿。

○ 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

○ 最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章総則に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して園児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意すること。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に園児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。

(2) 「特に配慮すべき事項」には、園児の健康の状況等、指導上特記すべき事項がある場合に記入すること。